



市老連だより 2

平成 31 年 4 月 19 日

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

- ①10月からの新処遇改善加算の算定、8月末までに届出必要 厚労省
- ②【特定処遇改善加算】の運用でQ & Aを事務連絡 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

①10月からの新処遇改善加算の算定、8月末までに届出必要 厚労省

厚生労働省は4月12日、2019年10月の消費税率引き上げ対応の介護報酬改定に合わせて新設される【介護職員等特定処遇改善加算】（以下、【特定加算】）について、加算取得要件や事業所内での賃金改善方法、事務処理手順や様式例を都道府県知事宛に通知しました。通知の適用は19年10月1日からです。ただし、10月からの加算取得を希望する事業者は、8月末までに都道府県知事などへの届出を済ませる必要があります。

通知によると、【特定加算】を算定するには、現行の【介護職員処遇改善加算（I）～（III）】のいずれかの取得に加え、▽【介護職員処遇改善加算】の職場環境等要件の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分ごとに1つ以上の取り組みを実施▽介護サービスの情報公表制度に【特定加算】の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善の取り組みを記載（ただし当該要件の適用は20年度から）一などの要件を満たさなくてはなりません。

上位区分の【特定加算（I）】の場合はさらに、介護福祉士の配置の裏づけとして、【サービス提供体制強化加算】の最上位の区分や、【入居継続支援加算】、【日常生活継続支援加算】の取得を求めます。

◆ 経験・技能のある介護職員の設定は事業者の裁量で

加算財源を活用した賃金改善で、月額平均 8 万円相当の賃上げなどの対象になる経験・技能のある介護職員は、所属法人での勤続年数 10 年以上の介護福祉士が基本とされているが、通知は、「他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する」と、柔軟な運用が可能であることを改めて明記。賃金改善の対象賃金項目に関しては、「安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい」との考えを示しました。

【特定加算】を取得しようとする事業者は、賃金改善の計画や加算取得要件などを記載した「介護職員等特定処遇改善計画書」を事業所単位で作成。加算を取得する年度の前年度の 2 月末まで（19 年度は 8 月末まで）に、各事業所の所在地の指定等権者（都道府県知事、市町村長など）に届け出ることとします。その際、複数の事業所を運営する法人については、計画書の一括作成・届出が特例として認められます。

加算を取得した事業者には賃金改善の実績報告を義務づけます。具体的には、各事業年度で最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、賃金改善実施期間、【特定加算】の総額、賃金改善に要した費用、平均賃金改善額と対象人数などを記載した「介護職員等特定処遇改善実績報告書」を指定等権者に提出し、2 年間保存しなければなりません。

② 【特定処遇改善加算】の運用で Q & A を事務連絡 厚労省

厚生労働省は 4 月 12 日付けで、「2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1)」を都道府県などに事務連絡しました。19 年 10 月の改定で創設される【介護職員等特定処遇改善加算】（以下、【特定加算】）の取得要件や、事業所内の賃金改善ルール、都道府県などへの届出手続きなどについて記載しました。

【特定加算】の取得要件では、勤続 10 年以上の介護福祉士がいない事業所であっても、▽【介護職員処遇改善加算 (I) ~ (III)】のいずれかを取得▽【介護職員処遇改善加算】の職場環境等要件に関して複数の取り組みを実施▽前出の取り組みを見える化一の要件を満たせば、算定可能なことを示しました。このうち、処遇改善の取り組みの見える化は、介護サービスの情報公表制度を活用せず、事業所のホームページ上で、【特定加算】の取得状況と賃金以外の処遇改善の具体的な取り組みを公表することでも差し支えないとしました。

賃金改善のルールでは、月額平均 8 万円以上の賃上げまたは、処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金（年額 440 万円以上）となる「経験・技能のある介護職員」を最初に設定することが求められます。対象には勤続年数 10 年以上の介護福祉士が想定されているが、有資格者がいない事業所や開設間もない事業所などは、「この限りではない」とし、対象者を設定しなくとも問題ないことを明らかにしました。ただし、その場合は設定しない理由を都道府県などに提出する「介護職員等特定処遇改善計画書」と「介護職員等特定処遇改善実績報告書」に具体的に記載する必要があります。

また、処遇改善後の賃金が年額 440 万円以上の考え方について、19 年度の加算算定期間は 10 月からの半年間であることから、半年間の算定分を加えても年収 440 万円以上を満たすことが難しい場合は、「12 月間加算を算定していれば年収 440 万円以上になることが見込まれる場合であっても、要件を満たすものとして差し支えない」としました。年収 440 万円以上への該当性を判断する際の賃金額には、法定福利費を除く手当が含まれることも示しました。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL :

http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2019/04/0412.pdf

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612